

宝達志水町耐震改修促進計画【概要版】

1 計画の概要と耐震化の必要性

1-1. 計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（2019 年（平成 31 年）1 月改正）」や「石川県耐震改修促進計画（2017 年（平成 29 年）3 月改定）」の内容を踏まえ、**2008 年（平成 20 年）3 月に策定した「宝達志水町耐震改修促進計画」の改定**を行い、住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震診断・耐震改修を促進することを目的とします。

2) 計画期間

本計画は、**2020 年度（令和 2 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間を対象**に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。なお、計画の進捗状況等と合わせて検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。また、制度の見直しがあった場合や大規模な災害が発生した場合にも、必要に応じて見直すこととします。

3) 耐震化を促進する建築物

住宅及び多数の者が利用する建築物等のうち、**建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象**に耐震化を促進します。

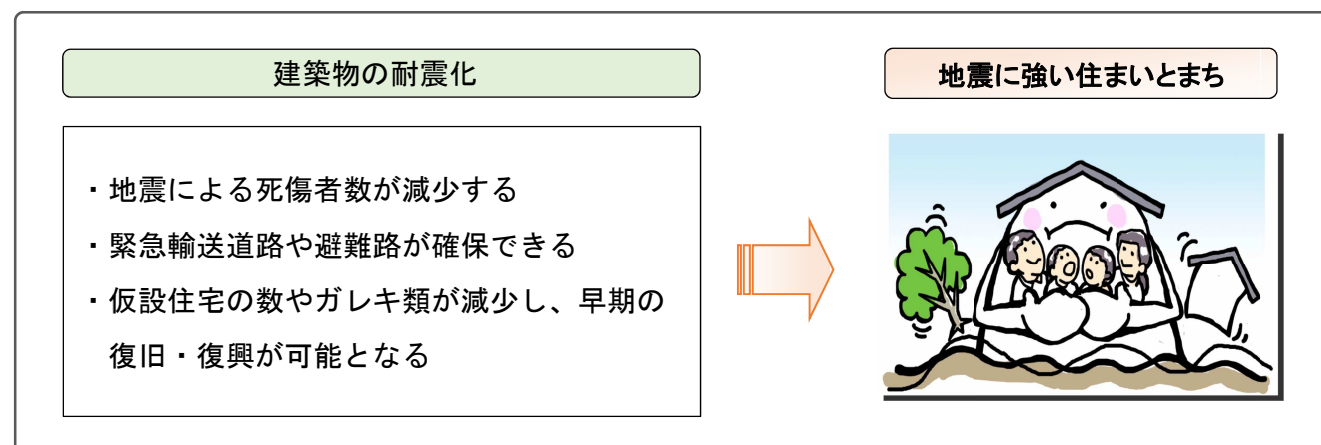
1-2. 耐震化の必要性

熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、大きな被害をもたらす地震が全国各地で頻発しており、いつどこで大きな地震が発生してもおかしくない状況にあります。

石川県においても、過去には能登から加賀までの至るところで、マグニチュード 6 以上の地震が発生しています。

宝達志水町においても、地震発生確率が高い邑知潟断層帯があります。この断層帯ではマグニチュード 7 以上の地震が起き、大きな被害をもたらすと予測されることから、大地震に対する十分な備えが必要です。

過去の大地震では、犠牲者の多くが建築物の倒壊により命を失っていることから、住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。



2-1. 住宅の耐震化の現状と目標

2019 年度（令和元年度）の住宅の現状耐震化率※は、約 53%となっています。

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（2018 年（平成 30 年）12 月 21 日改正）」では、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 82%を 2020 年度（令和 2 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画（2017 年（平成 29 年）3 月）」は 2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 76%を 2025 年度（令和 7 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。町では、国、県の目標値を踏まえ、**2029 年度（令和 11 年度）の耐震化率目標を 70%**に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

▼住宅の現状耐震化率

耐震性あり 2,735 戸 [53%]	耐震性なし 2,451 戸 [47%]	宝達志水町全体 総戸数：5,186 戸
------------------------	------------------------	------------------------

▼住宅の耐震化率の目標

国の目標	2013 年度（平成 25 年度） 耐震化率：82%	2020 年度（令和 2 年度）度） 耐震化率目標：95%
県の目標	2013 年度（平成 25 年度） 耐震化率：76%	2025 年度（令和 7 年度） 耐震化率目標：95%
宝達志水町の目標	2019 年度（令和元年度） 耐震化率：53%	2029 年度（令和 11 年度）度） 耐震化率目標：70%

※耐震化率：耐震性を有する建築物の割合のこと。耐震性を有する建築物とは、昭和 56 年以前に建築（旧耐震）された建築物数のうち、耐震性のある建築物数と昭和 57 年以降に建築（新耐震）された建築物数の総数（課税台帳より集計）。

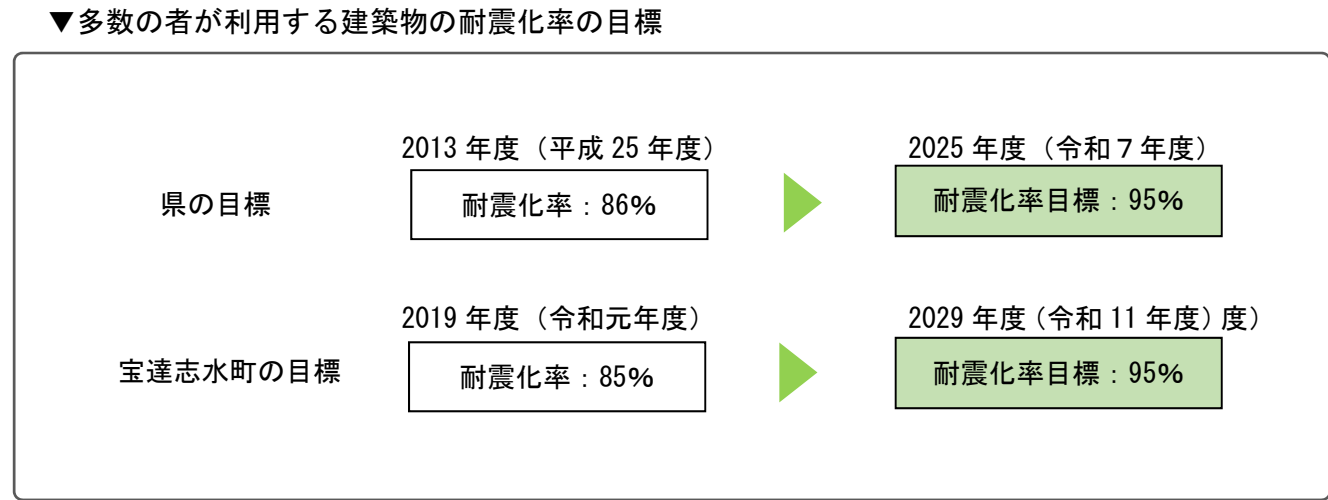
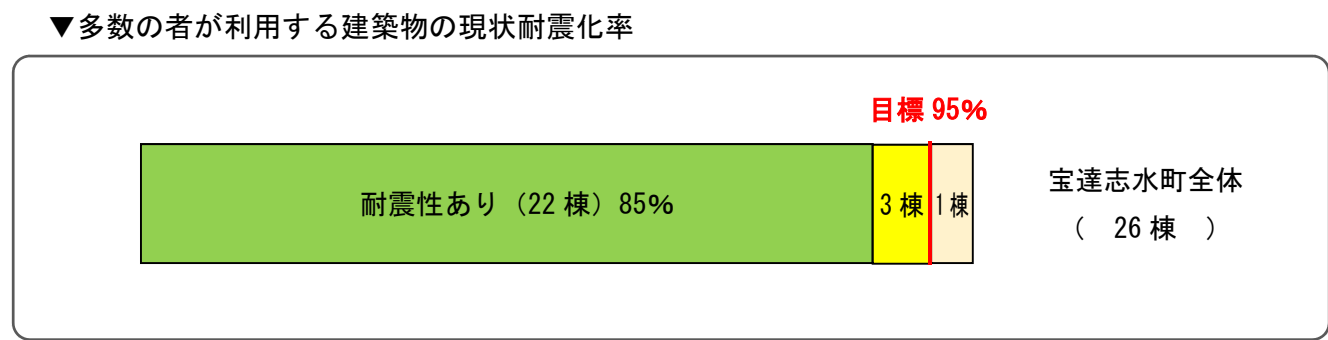


2 耐震化の現状と目標

2-2. 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する建築物

2019 年度（令和元年度）、多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は、約 85%となっています。県の「石川県耐震改修促進計画（2017 年（平成 29 年）3 月）」では、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 86%を 2025 年度（令和 7 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。町では、県の目標値を踏まえ、2029 年度（令和 11 年度）の耐震化率目標を 95%に設定します。2029 年度（令和 11 年度）までに目標を達成するためには、3 棟の耐震化が必要となります。



2) 危険物を貯蔵、処理する建築物

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。町の調査によれば、これに該当する建築物が 17 棟ありました。そのうち、旧耐震の建築物が 4 棟ありました。



3 耐震化への取り組み

3-1. 補助・支援制度

住宅の耐震化を促進するためには、耐震改修工事を実施することが効果的です。町では、木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修の補助・支援制度等を行っています。

▼補助・支援制度

・木造住宅耐震診断	木造住宅の耐震診断に対する補助	[補助金額]10 分の 9 以内もしくは上限 10 万円
・木造住宅耐震改修工事	木造住宅の耐震改修工事に対する補助	[補助金額]10 分の 10 もしくは上限 150 万円
・危険ブロック塀の除去	避難所や避難地等へ至る経路に面した、危険ブロック塀の除去に対する補助	[補助金額]上限 10 万円

※補助対象建築物…昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、また工事に着手した平屋または 2 階建て木造戸建住宅等

3-2. 相談体制の強化

住宅の耐震化の促進を図るため、町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

▼相談・支援体制

・相談窓口の強化	住宅等所有者の耐震診断、耐震改修、補助・支援制度等、耐震化に関する疑問及び地震に対する安全対策等の疑問に対応できるように関係各課と連携し、相談体制を強化
・県と連携	石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、町と県が情報共有を図り、相談が行える体制づくりを整備
・いしかわ住宅相談住情報ネットワークと連携	耐震診断、耐震改修をはじめ、住宅の総合的な相談窓口として「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携を図る

3-3. 普及啓発活動の充実

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して普及啓発を行っていきます。また、町内の建築関連事業者とも連携し、耐震化に関する補助・支援制度等の周知を行っていきます。

▼普及啓発の手法

- ・住宅耐震化緊急促進アクション・プログラムの策定
- ・普及啓発用パンフレット等の活用
- ・広報、ホームページ等による周知
- ・防災訓練等における周知

出典:いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会、(一財)日本建築防災協会の普及用パンフレット